

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

平成28年5月20日

宮城県公安委員会規則第7号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則を次のように定める。

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員を委嘱する場合には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第30号）第23条に規定する地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者のうちから推薦するものとする。

- (1) 風俗営業の営業所の管理者
- (2) 特定遊興飲食店営業の営業所の管理者
- (3) 法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者
- (4) 少年指導委員
- (5) 地域住民
- (6) その他の関係者

2 警察署長は、赴任した時点をもって委員に委嘱されたものとし、当該警察署長への委嘱状の交付は行わない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 警察署長の委員としての任期は、在任期間中とする。

(委員の解嘱)

第4条 委員としてふさわしくない非行があったときその他特別な理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

2 警察署長は、委員が前項に規定する事由に該当したときは、解嘱を上申するものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。